新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第40号

新潟県水源地域の保全に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、新潟県水源地域の保全に関する条例（平成25年新潟県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（水源地域の指定の案の公告）

第２条　条例第９条第４項（同条第９項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、新潟県報に登載して行うものとする。

(1) 水源地域（水源地域の指定の解除又はその区域の変更の場合にあっては、当該解除又は変更に係る部分）に含まれる土地の区域

(2) 水源地域の指定の案の縦覧の場所及び期間

(3) 条例第９条第５項（同条第９項において準用する場合を含む。次条及び第４条第１項において同じ。）の規定による意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（水源地域の指定の案についての意見書の提出）

第３条　条例第９条第５項の規定による意見書の提出は、次に掲げる事項を記載した書面に、土地所有権等を有する土地又は利害関係を有する土地の位置を示す図面、その他知事が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(1) 提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 水源地域の指定の案についての意見

(3) 土地所有者等にあっては、土地所有権等を有する土地の所在

(4) 利害関係人にあっては、利害関係を有する土地の所在及び利害関係の内容

（水源地域の指定の案についての意見の聴取）

第４条　知事は、条例第９条第６項（同条第９項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（以下この条において「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、当該意見の聴取の日の１週間前までに、同条第５項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面により通知するものとする。

２　意見の聴取は、知事の指名する職員が行うものとする。

（土地所有権等の移転等の届出）

第５条　条例第10条第１項の規定による届出は、別記第１号様式による届出書を提出して行うものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

(2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について土地所有権等を有することを証する書面の写し

(3) 前２号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

３　条例第10条第１項第６号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土地売買等の契約の当事者の業種

(2) 土地売買等の契約に係る土地の地目

(3) 土地売買等の契約の種類

４　条例第10条第２項第３号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が次に掲げる法人である場合

ア　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人

イ　国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人

ウ　地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

エ　分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第９条第２号に規定する森林整備法人

(2) 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第５条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供される土地について土地売買等の契約が行われる場合

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第２号に規定する電気通信設備の用に供される土地について土地売買等の契約が行われる場合

(4) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停に基づく場合
(5) 民事訴訟法（平成８年法律第109号）による和解である場合
(6) 預金保険法（昭和46年法律第34号）第５章、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第６章、保険業法（平成７年法律第105号）第２編第10章第２節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号）、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）第２編第９章若しくは第３編第８章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合
(7) 家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停に基づく場合
(8) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の２のあっせんに基づく場合又は同法50条の規定による和解である場合
(9) 農地法（昭和27年法律第229号）第３条第１項の許可を受けることを要する場合
(10) 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担保権の実行により換価する場合
(11) 土地収用法第26条第１項（同法138条第１項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定の告示（都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供される土地に関する権利について移転又は設定が行われる場合
(12) 森林法（昭和26年法律第249号）第50条第１項に規定する使用権が設定されている土地について同法第55条第１項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合

５　条例第10条第３項の規定による変更の届出は、別記第２号様式による届出書を提出して行うものとする。

６　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。
(1) 条例第10条第１項第２号に掲げる事項に変更が生じた場合　第２項各号に掲げる書類
(2) 第３項第２号又は条例第10条第１項第１号若しくは第３号に掲げる事項に変更が生じた場合　第２項第２号及び第３号に掲げる書類
(3) 第３項第１号若しくは第３号又は条例第10条第１項第４号若しくは第５号に掲げる事項に変更が生じた場合　第２項第３号に掲げる書類

（身分証明書）

第６条　条例第12条第３項に規定する身分を示す証明書は、別記第３号様式によるものとする。

（公表の方法）

第７条　条例第15条第１項の規定による公表は、新潟県報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第５条から第７条までの規定は、平成26年７月１日から施行する。

別記

第１号様式（第５条関係）

土地所有権等の移転等の届出書

年　　月　　日

新潟県知事　　様

届出者　住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号

土地売買等の契約を締結したいので、新潟県水源地域の保全に関する条例第10条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　契約の当事者

当　事　者	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	業　種
土地所有権等の移転又は設定をしようとする者			
土地所有権等の移転又は設定を受けようとする者			

2　契約に係る土地の所在等

所　　在		地　目	面積（㎡）
土地売買等の契約の種類	土地所有権等の種別及び内容	契約の締結予定年月日	
		年　　月　　日	
土　地　の　利　用　目　的			

備考

1　「所在」欄は、契約に係る土地の所在する市町村名から記載してください。なお、契約に係る土地が数筆にわたり記載しきれない場合は､｢ほか　筆（別紙記載)｣として別紙に記載の上、添付してください。

2　「土地売買等の契約の種類」欄は、土地売買等の契約について、売買、賃貸借等の契約の種類を記載してください。

3　「土地所有権等の種別及び内容」欄は、土地売買等の契約に係る権利について、所有権若しくは地上権等の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の種別を、期限があるものは終期も併せて記載してください。

4　「土地の利用目的」欄は、土地所有権等の移転又は設定の後における土地の主な利用目的について、具体的に記載してください。

第２号様式（第５条関係）

土地所有権等の移転等の変更届出書

年　　月　　日

新潟県知事　　様

届出者　住　　所
氏　　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号

年　　月　　日付けで届出を行った土地売買等の契約に係る事項に変更が生じたので、新潟県水源地域の保全に関する条例第10条第３項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更に係る事項	
変　更　前	
変　更　後	

第３号様式（第６条関係）

（表）

９センチメートル

身　分　証　明　書

第　　号

所　属

氏　名

上記の者は、新潟県水源地域の保全に関する条例第12条第２項の規定による調査又は質問を行う職員であることを証明する。

年　　月　　日

新潟県知事　　㊞

６センチメートル

（裏）

新潟県水源地域の保全に関する条例抜粋

（報告の徴収及び立入調査等）

第12条　（略）

２　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第10条第１項又は第３項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源涵養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第14条　知事は、土地所有者等又は届出者が次の各号のいずれかに該当する場合において、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1)・(2)　（略）

(3) 第12条第２項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。